

## 平成20年4月スタート 75歳以上の人の医療保険が変わります

老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、法改正が行われました。75歳以上の高齢者を対象として、現在の老人保健制度に代わる新しい「後期高齢者医療制度」が創設されます。

後期高齢者医療制度の事務は、県内の各市町と長崎県後期高齢者医療広域連合が連携して行います。

### 後期高齢者医療制度の概要

- 後期高齢者医療制度が始まるのは、平成20年4月からです。
- 県内に住む75歳以上の人は、原則として、後期高齢者医療制度の被保険者となります。なお、一定の障害がある65歳以上の人で、所定の申請を行った人も被保険者となります。
- 老人医療受給者証をお持ちの人は、制度開始の際、手続きは不要です。
- 窓口事務は南島原市で行い、制度の運営を長崎県後期高齢者医療広域連合が行います。
- これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。
- 医療機関での自己負担は、現在の老人保健で医療を受けるときと同じです。
  - ・原則、1割負担。ただし、現役並み所得の人は3割負担となります。

### 後期高齢者医療制度の保険料

- 保険料は、被保険者全員が納めます。
  - ・国民健康保険などの保険料・税を納めていた人は、原則として、これらに替わり後期高齢者医療制度の保険料を納付します。
  - ・政府管掌健康保険などの被扶養者で保険料を負担していなかった人は、納付する保険料について、2年間の軽減措置が設けられます。
- 県内では、保険料率は原則として均一です。(保険料率は決まり次第お知らせします。)
- 保険料の納め方は、
  - ・年額18万円以上の年金を受け取っている人の保険料は原則、年金から天引きとなります。
  - ・それ以外の方は、口座振替や納付書により南島原市に納めます。

### 現在の老人保健制度と後期高齢者医療制度の主な違い

区分	後期高齢者医療制度	現在の老人保健制度
運営主体(保険者)	長崎県後期高齢者広域連合	南島原市
保険証	後期高齢者医療制度から一人に1枚交付	加入している医療保険から世帯に一枚または、一人に1枚交付
保険料(税)	長崎県後期高齢者広域連合で定められた保険料を全員が納付。原則年金から天引き。	加入している医療保険に納付。健康保健などの被扶養者は保険料の負担なし。



具体的内容については、今後も引き続きお知らせいたします。

お問い合わせ 長崎県後期高齢者医療広域連合 TEL095-816-3930  
または 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040

## 平成20年4月から 40~74歳の人 新しい健診制度が始まります!

全国で、健診や保健指導を受けるしくみが変わります。

新しい制度では、それぞれの医療保険者(国保など)に健診・保健指導が義務付けられることになりました。その内容についてシリーズでお知らせしますので、よくご覧いただき皆さんの「健康づくり」にぜひご活用ください。

### 1 加入している医療保険者が健診・保健指導を行います!

#### 対象になるのは?

40~74歳の医療保険に入っている人(家族を含む)

#### 実施するのは?

医療保険者

健康保険組合、政府管掌保険、共済組合、市区町村国保、組合国保 など

現在の健診は、市町村が行う住民健診や事業主が行う職場健診などさまざまです。

しかし、平成20年4月からは、医療保険者が責任を持って、40~74歳の健診・保健指導を行うことが義務付けられました。みなさんは、それぞれ加入している医療保険者が指定する健診機関で受診することになります。

※詳しい健診の内容等は、加入している医療保険者からの情報でご確認ください。

### 2 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した内容が変わります!

#### 目的は?

医療費の多くを占める生活習慣病の対策

#### 内容は?

- ①生活習慣病の危険因子として注目される内臓脂肪症候群の危険因子を健診でチェック!
- ②それぞれにあった保健指導を行います。

▼例えば…



### 3 保健指導では、健康状態に応じた支援を行います!

#### 情報提供 (健康な人も含めたすべての人)

・健診結果に基づき健診結果の読み方などの情報が得られます。

#### 動機づけ支援 (メタボリックシンドローム(予備群))

・健診結果から今の生活習慣を振り返り、保健師等のサポートを受けながら、運動などを実施します。

#### 積極的支援 (メタボリックシンドローム)

・保健師等のサポートを受けながら、初回面接で内脂肪の減量のための行動目標をたて、一定期間健康づくりを継続的にいきます。

健診後の支援体制を充実し、それぞれのライフスタイルにあった生活習慣改善のための目標を立てるための支援を行います。

#### ◆医療費抑制のためにもご協力を◆

特定健診・特定保健指導を活用し、皆さんが健康になることは、増え続ける医療費を抑制します。また、皆さんの健診受診率や保健指導の実施状況(成果を含む)などにより、同時にはじまる「後期高齢者医療制度」の支援金の加算や減算などに反映されます。

皆さんの健康が安定した保険税につながるのです。

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040